令和９年度予算編成方針

第１　経済状況と国、県の動向

我が国の経済状況は、令和８年９月の月例経済報告によると、「景気は、緩やかに回復しているが、中東情勢や自然災害の影響を注視する必要がある。」とし、先行きについては、「雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待される」とする一方で、「中東情勢や自然災害の影響を注視する必要がある。また、 金融資本市場の変動の影響などに注意する必要がある。」と警戒感を示している。

こうした状況の下、国は「経済財政運営と改革の基本方針 2026（令和８年７月 21 日閣議決定)」において、「責任ある積極財政元年」とし、「強い経済の構築と財政の持続可能性を一体的に実現する」としている。

また、令和９年度予算に向けた考え方として、「地方の歳出水準については、国の一般財源の取組と基調を合わせつつ、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、令和８年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。」としている一方で、「デフレ・低成長時代の一律抑制型の考え方から、物価・賃金上昇を的確に反映し、経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしい予算編成へと転換する。」としている。

新潟県においては、令和５年に今後の中期的な行財政運営全般の基本的な考え方や取組の方向性を定めた「新潟県行財政基本方針」を公表し、令和 10 年度までの中期的な方針として、「県債基金の確保」、「実質公債費比率の改善」、「将来負担比率の更なる改善」などの目標達成に向けた取組を進めており、令和８年度当初予算編成においても「行財政基本方針の下、引き続き堅実に収支を見通しながら、持続可能な財政運営の実現に向けて取り組む。」としている。

これら国及び県の動向は、本市の予算編成や事業実施に大きな影響を及ぼすことが想定されることから、引き続き注視していく必要がある。

第２　本市の財政状況と直面する課題

令和４年８月の大雨災害により市内では甚大な被害が発生し、令和８年度から災害復旧事業における元金償還が本格的に始まった。加えて昨年８月及び９月の大雨災害や本年７月の大雨災害においても甚大な被害が発生し、多額の復旧費用が発生することとなった。

また、本市は人口減少や少子高齢化という社会構造に対する課題が顕著であり、社会保障関係の義務的経費の増加が見込まれるが、市税や普通交付税等の一般財源は経費上昇分に見合った増加が見込めない状況である。さらに、物価高騰の影響や、多様化する住民ニーズへの的確な対応など、持続可能な行財政運営を行うためには経常的な一般財源の安定的な確保が課題となっている。

１　令和７年度の決算状況

令和７年度決算における本市の財政状況は、財政健全化の指標である「将来負担比率」は横ばい、「実質公債費比率」は改善、財政構造の弾力性を示す指標である「経常収支比率」は、人件費の上昇や物価高騰に伴う物件費などの増加があり悪化した。実質単年度収支は特別交付税の大幅な上振れなどにより、約７千万円の黒字となった。

２　普通交付税の状況

普通交付税を令和７年度と令和８年度で比較すると、約６千万円の増額となったが、臨時財政対策債償還分の前倒し交付などの大幅な増額があり、実質的には減額といえる。令和７年の国勢調査人口は 51,480 人で、令和２年の国勢調査人口 57,418 人と比較して 5,938 人の減少となった。人口減少の影響は大きかったものの、単位費用の増や数値急減補正により前年並みを確保することが出来た。ただし、数値急減補正は段階的に縮小されることから、交付額は減額傾向で推移すると見込まれる。

３　財政調整基金の状況

年度間の財源調整や大規模災害などの不測の事態が発生した際に活用が見込まれる「財政調整基金」の残高は、令和３年度末時点で約 41 億４千万円あったものが、令和７年度末で約 29 億円となっている。安定した財政運営のための最低ラインとしている標準財政規模の 10%にあたる 22 億円は確保しているものの、収支の改善が見込めなければ数年で枯渇する見込みである。

４　公債費負担の増加

一般会計における公債費（元利償還金）は、市町村合併以来減少傾向で推移してきたが、令和８年度から災害復旧事業における元金償還が本格的に始まったことで、大幅に増加した。また、大型事業の実施に伴い市債発行が増加していく見込みであり、それに加え金利が上昇していることから、今後の市債の借入においては十分注意を払う必要がある。

第３　予算編成の基本方針

こうした財政状況の中、令和９年度においては、現在作成を進めている「第４次村上市総合計画」を始めとした各種計画の理念や目標を踏まえつつ、各種施策に取り組む必要がある。

しかし、義務的経費が増加傾向である一方、経費上昇分に見合った一般財源の増加が見込めない状況であり、今後厳しい財政状況が予想されることから、財政健全化に向けて歳入・歳出の抜本的な見直しに徹底的に取り組む必要がある。

将来世代に過度の負担を先送りしない持続可能な財政運営を確立するため、住民のニーズに的確に応えつつ、既存事業全般のＰＤＣＡサイクルに基づく大胆な見直し、創意工夫による経費削減等を行い、限られた財源を効率的かつ効果的に活用するとともに、新たな財源確保に取り組むなど歳入対策も強化した予算を編成するものとする。

１　第４次村上市総合計画を見据えた施策の展開

現在策定中である「第４次村上市総合計画」の基本理念や基本目標に則した政策・施策を展開し、本市の目指す将来像の実現に向けた取組を着実に実施する。

２　デジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）の推進

「村上市デジタルトランスフォーメーション推進方針」に基づき、市民の利便性の向上や安心・安全に暮らせるまち「スマートむらかみ」の実現のため、真に必要なサービス、事務の効率化につながるものを選択して実施する。

３　財政健全化に向けた取組

義務的経費が増加傾向である一方、市税や普通交付税等の一般財源は経費上昇分に見合った増加が見込めない状況であり、物価高騰や人件費の上昇など、今後ますます厳しさが増すことが予想され、財政健全化に向けて歳入の確保と歳出の削減に徹底的に取り組む必要がある。

なお、一時的に歳出が増額となる場合でも、トータルで歳出の削減が見込まれる取り組みなども積極的に検討する必要がある。

(1) 経常経費（一般財源）削減の取組の継続

公債費を始めとした義務的経費が増加傾向であることから、経常的経費の削減が必須である。固定概念や先入観にとらわれず取り組むこと。

(2) 財源確保の取組強化

ネーミングライツ、クラウドファンディング、公共施設等に係る有料広告収入など、新たな資金調達方法の活用を検討すること。また、ふるさと納税や企業版ふるさと納税については、前例にとらわれない新たな手法により、財源確保に向け積極的に取り組むこと。

(3) 補助制度等活用の徹底

事業費の積算に当たっては、国・県等の補助制度はもとより、各種団体の助成制度等、あらゆる歳入の可能性を検討し、歳入額の多寡、事業の新規・継続を問わず、積極的な財源確保に努め、最大限、特定財源を活用すること。また、補助制度活用のための事業見直しを実施し、一般財源の縮減を図ること。

第４　行財政改革の推進

「持続するまち」であり続けるためには、安定した財政運営を確実にすることが必須であり、現在策定中である「村上市行政改革大綱 2027」に基づき歳入確保、歳出削減に取り組むこととする。

１　公共施設の見直し

今後の歳入減に対応するためには、市町村合併以来引き継いできた施設をすべて維持していくことは非常に困難な状況に陥っており、効率的かつ効果的な施設運営を進めることで、費用の抑制と平準化を図る必要がある。「村上市公共施設マネジメントプログラム」に基づいて、計画的な維持管理、長寿命化等を行うことで将来的な財政負担の平準化を図ること。

２　各種補助金の見直し

団体等への補助金については、団体等の自主性・自立性の観点から事業費補助を原則とし、事業効果や必要性を十分に検証すること。目的達成に向けた成果が表れない補助金は、段階的廃止及び見直しを積極的に行い経費の節減に努めること。また、新規の補助制度を設ける場合は、補助金制度新設（改正）事務処理要領に規定するとおり原則３年以内の終期とし、スクラップアンドビルドによる検討を必ず行うこと。

3　事務事業全般の見直し

法令に定める事業を除く全ての事業について、今日の社会情勢や住民ニーズに鑑み、これまでの方法にとらわれることなく、必要性・効率性・有効性の観点から事務事業が適正であるかを検証し、歳入に見合った歳出という原点に立ち、費用対効果を踏まえ本市の財政状況に見合う事業となるようゼロベースから再構築すること。また、新規事業を実施する場合は、スクラップアンドビルドによる検討を必ず行うこと。

第５　予算編成の基本的事項

1　予算編成の基本的な考え方

(1)予算編成においては、各種関連計画に沿った予算要求を基本としつつ、限りある財源を有効に活用する中で、世代間の公平に配慮しながら将来世代に過度な財政負担を残さないよう十分留意して各種施策を進める必要があり、事業の選択と集中による歳出の重点化を図っていく。

(2)予算編成は通年予算とし、年間所要額を適正に見積もること。年度途中の補正は、制度改正や国・県補助金等の特定財源の確定に伴うもの、災害等による突発的経費又は当初予算で見積り不能なもの若しくは不確定な要素等により保留したもの以外には行わないこととする。

(3)予算調整（査定）については、国の地方財政計画や各種制度の見直し等の動向を勘案しながら、予算要求額及び事業内容等を確認するとともに、歳入・歳出要求に基づく一般財源不足額を算出し、中・長期的な財政収支見通しや各種財政指標にも配慮するものとする。

2　予算編成の手法及び予算要求上限額について

(1)経常的経費

経常的経費（人件費、扶助費、公債費等の一部経費を除く。）については、課(局)を単位とする一般財源ベースの予算要求上限額を設定する。市民ニーズを的確に把握できる各担当課(局)において、課(局)長のリーダーシップの下、単年度にとどまらず中・長期的な視点に立ち、要求上限額の範囲内で効率的かつ効果的な行財政運営が図られるよう調整すること。

また、法令に基づくもの等を除き、新規事業や既存事業の拡充はスクラップアンドビルドによるもの以外は原則禁止とする。

(2)投資的経費

災害復旧事業を除く投資的経費（普通建設事業）については、国・県補助金や起債等の財源が無い事業は原則実施しない方針とする。財源の確保ができない事業については、事業の先送りを検討すること。ただし、危険箇所の修繕工事等については、緊急度を確認できる資料を添えて要求すること。

また、要求する事業は、課(局)全体で調整の上、真に必要な事業を精査し、優先順位を設定し要求すること。

(3)特別会計（公営企業会計）繰出金

特別会計（公営企業会計）については、一般会計繰出金の予算要求上限額を設定するので、一般会計と同様の基準により経費削減の取組を行い、要求上限額の範囲内で調整すること。

また、公営企業会計については、独立採算を前提に経営の一層の合理化、効率化を積極的に推進し、経費の節減に努めつつ、長期的な収支見通しに立った経営の健全化に努め、安易に一般会計からの繰入に依存しないこと。特に基準外繰出金については、中・長期的な削減計画（改善計画）により段階的な縮減に努めること。

3　予算編成スケジュール

年　月　日	事　　項
令和８年 10 月 29 日	予算編成方針
令和８年 11 月２日	予算編成担当者説明会、予算要求上限額等通知
令和８年 11 月 20 日	予算要求期限（システム入力期限）
令和８年 11 月 24 日以降	各課担当者ヒアリング（査定）
令和８年 12 月中旬	重点施策等ヒアリング
令和９年１月上旬	１次査定額各課通知
令和９年１月中旬	市長・副市長査定
令和９年１月下旬	当初予算（案）確定